

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 2 8 日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本医療機器販売業協会
局 方 薬 品 協 議 会
日 本 OTC 医 薬 品 協 会

御中

厚生労働省医政局経済課
経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室

マスク及びアルコール消毒製品の転売規制の解除について

衛生用品の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、多大な御協力を
いただいております、ありがとうございます。

政府としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、マスク及びアルコール消毒製品の
需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観
点から、国民生活安定緊急措置法施行令により、転売行為を禁止する措置を講じてきまし
たが、今般、これらの製品の供給量が一定程度改善し、市中での購入が可能な状況となっ
ていること等から、規制の解除を行うこととしました。

つきましては、貴協会等におかれては、傘下の企業等に対し、下記について周知いた
だくとともに、傘下の企業からお問合せがあった場合、相談対応等に応じていただくよう、願
いいたします。

記

1. マスク及びアルコール消毒製品の需給が逼迫する中、高額転売が横行していたこと
を踏まえ、国民の生活の安定を確保する観点から、令和2年3月15日からマスク、
5月26日からアルコール消毒製品について、国民生活安定緊急措置法施行令により、
転売行為を禁止する措置を講じてきました。

本措置は、法律上「事態克服に必要な限度を超えてはならない」とされているところ、
現在、マスク及びアルコール消毒製品については、既に市場で入手できる状況にな
ってきていることから、国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、8月29日（土

曜日）からマスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除することとしました（別添資料御参照）。

2. 製造販売業者においては、マスク及びアルコール消毒製品について、市場の動向、在庫状況、今後の製造の見通し等を踏まえ、必要に応じて、原料・原材料の調達強化等、供給力の確保のために必要な措置を講じていただくよう、お願いいたします。
3. 卸売業者においては、引き続き、マスク及びアルコール消毒製品の供給に支障が生ずることのないよう、必要に応じた受注量や納入量の調整を含め、需給の状況に応じた適切な仕入れや販売を行っていただくよう、お願いいたします。

本事務連絡についての担当者連絡先
経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
TEL 03(3501)1511 内線 4051
03(3501)1562（夜間直通）
FAX 03(3501)6794

厚生労働省医政局経済課
TEL 03(5253)1111 内線 2527
FAX 03(3507)9041